

## 芦屋市教育大綱について

### 1 大綱について

#### (1) 大綱の定義

教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策について，その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。（詳細な施策を策定するものではない。）

#### (2) 大綱の策定

地方公共団体の長は，大綱を定め，又はこれを変更しようとするときは，総合教育会議において協議するもの。

#### (3) 大綱の期間

4年～5年程度

#### (4) 大綱策定の際の留意点

国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌（参考）して定めること。

#### (5) 備考

地方公共団体の長が，総合教育会議において教育委員会と協議・調整し，教育振興基本計画をもって大綱と代えることと判断した場合は，別途，大綱を策定する必要はない。

### 2 これまでの策定経過

H27.5.22 第1回総合教育会議において，第2期芦屋市教育振興基本計画をもって大綱に代えることについて決定

H28.3 第2期芦屋市教育振興基本計画策定

【参考】（第2期芦屋市教育振興基本計画より抜粋）

#### 大綱について

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され，「地方公共団体の長は，教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」こととされました。

なお，本市においては，教育振興基本計画で掲げる教育の目標や施策の根本となる方針が大綱に位置付くものと考えられることから，市長と教育委員会で構成する総合教育会議において，第2期芦屋市教育振興基本計画をもって大綱に代えることとしています。

3 教育施策の体系  
 (第2期芦屋市教育振興基本計画より抜粋)

教育施策の体系

【めざす芦屋の教育】 【めざす子ども像】

【重点目標】

【基本施策】

